

『声聞地』における「資糧論」の三重構造について

惠 敏

『声聞地』の全体十四巻は、四種の「瑜伽処」(yogasthāna)より構成されている。その中で、「資糧論」と直接に関係するのは、初瑜伽処の「出離地」(naiṣkramya-bhūmi)における十三種の「世間及出世間諸離欲道趣向資糧」(laukika-lokottara-vairāgyagamanāya sambhāra)である(大30-402a, ÇBh. 36-11)¹⁾。

「若①自圓滿(ātmasampad), 若②他圓滿(parasampad), 若③善法欲(kuṣālo dharma cchanda), 若④戒律儀(çilasamvara), 若⑤根律儀(indriyasamvara), 若⑥於食知量(bhojane mātṛajñāna), 若⑦初夜後夜常勤修習覺寤瑜伽(pūrvārāpararātram jāgarikā-nuyuktatā), 若⑧正知而住(samprajānadvihāritā), 若⑨善友性(kalyāṇamitrā), 若⑩聞正法・若思正法(sadharmā-çravaṇa-cintanā), 若⑪無障礙(anantarāya), 若⑫修惠捨(tyāga), 若⑬沙門莊嚴(çramaṇālaṃkāra)如是等法は名世間及名世間及出世間諸離欲道趣向資糧」

この十三種の諸々の世間及び出世間の離欲道に趣くための資糧の説明は『声聞地』の約四巻を占めているのである。全体の骨組みにおいて重要な意味を持つと思う。しかし、初瑜伽処の「種姓地」における十四種類の「涅槃法縁」, すなわち,

「問：何等名爲涅槃法縁而言闕故，無故，不會遇故，不般涅槃。答：有二種縁。何等爲二。一，勝(pradhāna)。二，劣(hīna)。云何勝縁？謂正法増上他音(parato ghoṣa)及内如理作意(yoniṣo manaskāra)」(大30-396b)

「謂此劣縁乃有多種。謂若①自圓滿，若②他圓滿，若③善法欲，若④正出家，若⑤戒律儀，若⑥根律儀，若⑦於食知量，若⑧初夜後夜常勤修習覺寤瑜伽，若⑨正知而住，若⑩棄遠離，若⑪清淨諸蓋，若⑫依三摩地」(大30-396b)

と比較すれば、一致する部分と相違している部分が見られることについて、どう理解すべきか。更に、第三瑜伽処の「五処安立」(pañcasu sthāneṣu vinayate)―①護養定資糧処乃至⑤修作意処―(大30-449c, ÇBh. 358)は「離欲道資糧」とどんな関係をもっているのか。いかなる特徴が言えるのか。本稿は、仏教全体の視点から考察してみたいと思う。

先ず、「涅槃法縁」の「勝縁」(主要な条件)は、初期仏教以来、正見を起こす条

(74) 『声聞地』における「資糧論」の三重構造について(恵)

件として教えている(例えば、『中含』(大1-791a), MN. PTS. I p. 294. 『増含』(大2-578a など)。これに対して、「涅槃法縁」の「劣縁」(副次的な条件)も初期仏教以来、四諦、四念住、安那般那念などを修習するために、予備条件の定型句として知られている。

こういう教説に関して、筆者の知る限りの南伝・北伝の初期仏教経典は次のようである。

『中含』146, 『中含』182, 『長含』20, 『雑含』636, 801, 803, D. 2 PTS. I p. 63 = 『長含』27 (略), D. 8 PTS. I p. 171f = 『長含』25 (略), D. 9 PTS. I p. 181f = 『長含』28 (略), D. 10 PTS. I p. 206f, D. 11 PTS. I p. 214f = 『長含』24 (略), M. 5 PTS. I p. 32f, M. 27 PTS. I p. 179f, M. 38 PTS. I p. 269f, M. 51 PTS. I p. 339f, M. 53 PTS. I p. 354f, A. 3-16 PTS. I p. 113f = 『増含』21-6, A. 4-36 PTS. II p. 37f

「涅槃勝縁」に属する「正法増上他音」と「内如理作意」は正見を起こす条件であり、それに相当する「離欲道資糧」の⑨善友性と⑩聞正法・思正法は、さらに「四預流支 (catvāri crotāpatti-aṅga)²⁾」に由来するものと思われる。又、「離欲道資糧」の⑪無障礙は略義として「加行障」(prayogāntarāya)と「遠離障」(prāvivēkyāntarāya)と「寂靜障」(pratisaṃlayanāntarāya)の三つに分類される(大30-420a)。それらの内容を考察すれば、「涅槃法縁」の⑩樂遠離と⑪清淨諸蓋に相当すると言える。

次は、「五処安立」の第一「護養定資糧」(samādhisaṃbhāraṇakṣopacaya)とは、「離欲道資糧」の④戒律儀より③沙門莊嚴までの項目からほぼそのままの引用であることがわかる。第二の遠離(prāvivēkyā)処と第四の障清淨(āvaraṇaviṣuddhi)処は、それぞれ「涅槃劣縁」の⑩樂遠離(prāvivēkyā)と⑪清淨諸蓋(nivaraṇaviṣuddhi)を敷衍したものと思われる。第三の心一境性(cittakāgratā)は「涅槃劣縁」の⑫「依三摩地」との関係があることは否定できない。また、第五の「修作意」(man-askārabhāvanā)処も「涅槃勝縁」の「内如理作意」に由来するものと思われる。

最後、『声聞地』における「資糧論」の三重構造について以下のように整理できよう。

第一重:「三学」によるもの——初期仏教からの伝統に従うもの

『声聞地』の「涅槃法縁」とは、「戒定慧」三学という初期仏教からの伝統に従って「劣縁」十二項目と「勝縁」二項目に分けて述べられるものである。即

ち、

⑤「戒律儀」から⑨「正知而住」まで—「戒増上学」——副次的な条件（劣縁）

⑩「楽遠離」から⑫「依三摩地」まで—「定増上学」——副次的な条件（劣縁）

「正法増上他音」「内如理作意」—「慧増上学」——最も主要な条件（勝縁）

第二重：「三学」「四預流支」などを再構成したもの——幾つかの修行を組み入れたもの

「離欲道資糧」の「自圓滿」から「正知而住」までの項目は、「涅槃法縁」の副次的な条件（劣縁）と同様に「戒増上学」に属することがわかる。また、「善友性」，「聞思正法」も「涅槃法縁」の最も主要な条件（勝縁）に相当しているが、むしろ「四預流支（*çrotâpatti-aṅga*）」にしたほうがよい。即ち、

④「戒律儀」から⑧「正知而住」まで—「戒増上学」

⑨「善友性」，⑩「聞正法・思正法」—「四預流支」

⑪「無障礙」——「定増上学」の「楽遠離」，「浄諸蓋」

⑫「修惠捨」——在家者を主とする項目

⑬「沙門莊嚴」——出家者を主とする項目

以上のような「離欲道資糧」の仕組みは、「離欲道」について初期瑜伽行派の独自の見解の一つであるかもしれない。

第三重：さらに「瑜伽行」を中心として整理されたもの

『声聞地』の「第三瑜伽処」では、「離欲道資糧」の④「戒律儀」から⑬「沙門莊嚴」を「定資糧」と呼ぶ。また、「護養定資糧処」，「遠離処」，「心一境性処」，「障清浄処」，「修作意処」を総称して「五処安立」と言う。この「五処安立」は、おそらく初期瑜伽行派によって、伝統的な「涅槃法縁」と、独自の「離欲道資糧」とをさらに「瑜伽行」を中心として整理された系統であろう。

1) ÇBh は *Çrâvakabhâmi of Acârya Asaṅga* の略号である。

Shukla, Karunesha ed. TSWS. Vol. XIV Patna 1973

2) 「中舍」153（大1-672c），「増舍」25-2（大2-631b），SN. 55-55~61.

有部の論書は，「集異門足論」大(26-393a)，『法蘊足論』(大26-458b) など

〈キーワード〉 声聞地，資糧論，瑜伽行派

（東京大学大学院）